

平成 28 年第 24 回

# 札幌市教育委員会会議録

※ 非公開に係る議案を除く

平成28年第24回教育委員会会議

1 日 時 平成28年11月2日（水） 13時30分～14時30分

2 場 所 S T V北2条ビル4階 教育委員会会議室

3 出席者

教 育 長	長 岡	豊 彦
委 員	池 田	光 司
委 員	阿 部	夕 子
委 員	佐 藤	淳
委 員	長 田	正 寛
教育次長	大 友	裕 之
生涯学習部長	山 根	直 樹
教育政策担当課長	加 藤	聖 治
学校ICT推進担当係長	西 條	英 嗣
情報化推進担当係長	元 起	克 敏
学校教育部長	引 地	秀 美
教職員担当部長	檜 田	英 樹
中央図書館長	千 葉	真
利用サービス課長	輪 島	博 史
絵本図書館担当係長	本 間	雅 恵
企画担当係員	高 野	裕 介
総務課長	竹 村	真 一
庶務係長	國 方	大 翼
書 記	吉 田	望

4 傍聴者 2名

5 議 題

議案第1号 札幌市教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則案

議案第2号 札幌市図書館条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則案

議案第3号 札幌市校務支援システム調達の受託者選定委員会委員の任命について

## 【開 会】

○長岡教育長 これより、平成28年第24回教育委員会会議を開会いたします。

本日の会議録の署名は、阿部夕子委員と長田正寛委員にお願いいたします。

本日は、池田官司委員から、所用により会議を欠席される旨の連絡がありました。

本日の議案第3号は、附属機関の委員の任免に関する事項です。

教育委員会会議規則第14条第1項第3号の規定により公開しないこととしたいと存じますけれども、いかがでしょうか。

(「なし」と発言する者あり)

○長岡教育長 それでは、議案第3号は公開しないことといたします。まず、審議に先立ちまして、去る10月11日に新たに委員に就任されました長田正寛委員から、一言、ご挨拶をいただきたいと存じます。長田委員、よろしくお願ひいたします。

○長田委員 弁護士をしております長田正寛と申します。1986年に、札幌市で弁護士を開業し、今年で31年目になります。今まで、弁護士会で色々な仕事をしてまいりましたが、教育の分野に関しましては、あいにく携わっておりませんでした。

弁護士会が、教育行政あるいは教育に携わるということに関しては、北海道や札幌市にも教育委員を派遣しておりますし、いじめ問題などの第三者委員会にも弁護士を推薦してまいりました。

まさか、自分がその教育行政に携わるとは思ってもみませんでした。今回、このような拝命を受け、一生懸命まい進したいと思っております。

山中善夫さんの後任ということで、荷が重いところもありますが、教育に関する意見を一生懸命、述べさせていただきたいという思いを持っておりますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

○長岡教育長 長田委員、どうもありがとうございました。

## 【議 事】

◎議案第 1 号 札幌市教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則案

◎議案第 2 号 札幌市図書館条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則案

○長岡教育長 それでは、議事に入ります。議案第 1 号及び議案第 2 号について、いずれも「札幌市えほん図書館」の開設に伴うものであることから、まとめてご説明、ご審議をいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」と発言する者あり)

○長岡教育長 異論がないようですので、議案第 1 号及び第 2 号は、まとめて説明、審議を行うことといたします。事務局から説明をお願いいたします。

○中央図書館長 議案第 1 号「札幌市教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則案」及び議案第 2 号「札幌市図書館条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則案」につきまして、一括してご説明させていただきます。

「札幌市えほん図書館」の設置につきましては、去る 6 月 3 日に、えほん図書館の名称と位置を定めるため、札幌市図書館条例の一部を改正し、既に公布しております。

本日、議案第 1 号として提出しております札幌市教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則案は、「札幌市えほん図書館」の設置に伴い、中央図書館の事務分掌を変更するものです。

また、議案第 2 号の札幌市図書館条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則案につきましては、複合庁舎の工事しゅん工後に改めて改正条例の施行期日を別途定めることとしていたものです。

まず、行政組織規則の一部改正につきましてご説明します。新旧対照表を添付しておりますが、こちらのとおり、「札幌市えほん図書館」における奉仕業務を中央図書館利用サービス課が所管することとし、同課の事務分掌に追加をし、あわせて所要の規程整備を行うものです。

次に、議案第 2 号についてですが、公の施設の設置、管理等に関する条例の施行期日は、施設の供用開始日とするのが通例であります。

この度、当初の予定どおり 9 月 30 日に工事が竣工し、11 月 7 日の供用開始が確実となりましたことから、改正条例の施行期日を 11 月 7 日とするものです。こちらにつきましても、条例改正の際の公布文と新旧対照表を添付しております。

規則案に係る説明は以上となります。ご審議のほど、どうぞよろしくお願

いたします。

○長岡教育長 ありがとうございます。ただ今、議案第1号の規則の一部改正について、それから、議案第2号の条例の施行期日を定める規則について、ご説明がありましたが、ご質問やご意見がありましたら、お願いいたします。

○池田（光）委員 新旧対照表のところの改正案のところですが、「並びに」「及び」と書かれています。これは、絵本図書館が追加されるからということなのですが、具体的に何か弊害があって、改正しなければならないといったことがあったのか、それとも、たまたまこれを改正しただけのことなのか、そこをお聞きしたいと思います。

○中央図書館長 えほん図書館を、どの課で所管するかということ定めたものです。

地区図書館については、今まで中央図書館の運営企画課が所管しておりました。しかしながら、この度のえほん図書館につきましては、児童サービスとの強いつながりがあるため、児童サービスを担当する利用サービス課が所管すると定めるものになっております。

○池田（光）委員 運営企画課と利用サービス課は、どのように違うのですか。

○中央図書館長 運営企画課は、いわゆる総務系の業務で、中央図書館の建物でいいますと、3階に事務スペースを構え、主に総務、企画関係を担当しております。

利用サービス課は、中央図書館の1階、2階の現場のサービスを所管している組織になります。

地区図書館につきましては、今まで総務系を担当する運営企画課に所属しておりましたが、今回のえほん図書館につきましては、利用サービス課で担当している児童サービスとの連携という観点から、管理部門ではなく、サービス系を所管する利用サービス課に置いたという考え方です。

○池田（光）委員 えほん図書館は、もともとは利用サービス課が所管したほうがよかったのですか。この機会に変えたということになるのでしょうか。

○中央図書館長 いえ、今までも、利用サービス課で準備室という形をとり準備を進めていました。今後も、サービスの実施に重点を置き、施設管理等を担

当している運営企画課ではなくて、利用サービス課で所管したいと考えています。

○池田（光）委員 利用サービス課で所管したほうが、サービスが向上するという意味合いを持たせているのでしょうか。

○中央図書館長 そのことを狙っております。

○池田（光）委員 運営企画課に残るものは何なのですか。

○中央図書館長 運営企画課は総務系の部署なので、人事や財務、施設管理、それから、地区図書館の管理も担当しております。

○池田（光）委員 地区図書館を全部利用サービス課にまとめたということなのですか。

○中央図書館長 いえ、地区図書館は運営企画課に残したままです。

○池田（光）委員 サービスがよいのであれば、地区図書館も移したほうがよいのではないかと思うのですが。

○中央図書館長 その点については、今までも、どのような管理体制がよいのかということが、話題になっております。今回のえほん図書館の部分については、特に児童サービスとの連携というようなことを、準備の段階から申し上げてきており、そういうことを実践していくというためにも、今回、えほん図書館について利用サービス課の所管という形にしました。地区図書館について、同じサービスに鑑みたときにどのような考え方があるのかということ、今回、えほん図書館を利用サービス課につけたという状況も見ながら、これまでも、どの課で所管するのが一番効果的なのかということを検討する場面があったのですが、今後も、引き続き考えていかなければならないとは思っております。

○長田委員 規定の仕方がちょっとわかりにくいと思います。図書館の方針に係る総括調整と奉仕業務の関係は、どのような違いがあるのですか。

○中央図書館長 地区図書館には、それぞれに図書館長が配置されており、その図書館長のもとに業務を進めています。色々なサービスの考え方について、

全市としての統一性を保っていくため、全館の館長あるいは担当者で、全体の調整会議、連絡会議のようなものを開催しております。

利用サービス課に記載されている総括調整というのは、そのような中央館や地区図書館を含めて10館、さらに、区民センター図書室、地区センター図書室を含め、四十数か所の図書室のサービスの総合調整をしていく、それを利用サービス課のほうで担っているという考え方です。

○長田委員 中央図書館のサービスは、運営企画課で担っているということでしょうか。

○中央図書館長 いえ、中央図書館の本館のサービスと、それから地区図書館を含めた総合調整を担っています。運営企画課のほうは、地域の図書館のほうの施設管理や財務等を担っているという形になります。

○長田委員 わかりました。ありがとうございました。

○池田（光）委員 改正案の運営企画課の（1）の現行どおりというのは、どのような内容なのですか。

地区図書館が、利用サービス課がよいのであれば、この機会に、運営企画の総務系の部分と利用サービス課の部分の思い切って分けたほうがよいのではないかと思いますのですが、なぜそうならないのかが不思議なのです。

○企画担当係員 （3）と（4）が現行のとおりとなっております。個々の記載が見えておりませんが、添付資料で、札幌市教育委員会行政組織規則を資料として添付しており、この5ページに別表2があります。これが現行の事務分掌になっておりまして、ここに（3）と（4）がありますので、こちらをご覧ください。

○中央図書館長 現行の（1）が図書館施設の維持管理に関することということです。

（3）以降が、西岡図書館、埋蔵文化財センターの施設維持に関すること、図書館施設の計画に関すること、図書館協議会の庶務に関すること、このようなものが運営企画課で所管するということが、現行のとおりの内容になります。

○池田（光）委員 利用サービス課をさらに充実させ、図書館の運営という活躍の場をもっとつくってあげるほうがよいのではないかと思います。なぜこ

のような形になったのでしょうか。

私から見ると中途半端に見えてしまうのですが、そうではないのですね。特に何か意味があるのでしょうか。

○中央図書館長 昭和50年代から、各行政区に図書館を一つずつ整備しており、そのような背景などから、かねてからずっと、地区図書館の管理、開設の準備、施設の管理系統ですが、サービスも含め、運営企画課が所管してきたという経緯があります。

中央図書館は、一番大きな図書館で、サービスの部分を分離させて、利用サービス課としています。昔は業務課という名称でしたが、そこで中央図書館のサービスを統括していたということです。

したがって、今までの各館のつくり方としては、運営企画課が図書館全てのサービスの施設管理もしていたけれども、中央図書館のサービスの部分は、核となる部分なので、そこを独立させ、今の利用サービス課が担ってきたというような歴史があります。

同じ奉仕業務なのに、なぜ2課に別れなければならないのかというのは、今までの図書館の歴史の中で、そのような形のつくり方をしてきたからなのです。

この度、そのままでよいのかというところで、やはり、サービスということに着眼すると、この利用サービス課のほうとの親和性が高く、また、そのほうが業務がスムーズに行くのではないかと考えたということです。今までの地区館の並びで考えないで、サービスに注目してきちんと考えると、この形がよいのではないかとということで、今回、規則改正案としてご提案しております。

○長田委員 分けることについて、それでよいかという疑問なのです。それは、そちらのほうがメリットがあるということなのですね。

○中央図書館長 えほん図書館については、そうだと思います。地区図書館につきましても、施設管理とか、そういった部分では、総務系の運営企画課についているというのは、一つの考え方かもしれません。今回、このえほん図書館をサービス系統の利用サービス課につけることで、よりよいサービスが実施できていくとするならば、今後、地区図書館のサービスのあり方、こういうような課を分けているのがよいのか、それとも、このような連絡調整という形で機能させていくのがよいのか、今回のえほん図書館の設置のあり方を踏まえ、議論を深めていくことができると思っております。



○池田（光）委員 今、開設が間近に迫っているので、このように提案があったけれども、今後、検討すると理解してよろしいのでしょうか。

○中央図書館長 そうですね。今までも、機構の見直しなどがいろいろありましたので、そのような機会の折には、今回のことを検証しながら、将来の在り方を考えていくことになろうかと思えます。

○佐藤委員 ちょっと単純化して、私もこういう理解でよろしいでしょうかという質問です。

つまり、地区図書館において、ここに書いてある奉仕業務というサービスについては、それぞれの地区図書館でされているわけですね。それを管理する部門が運営企画課ではないかと思うのです。つまり、管理するので、実際のサービスをしているのは、各地区図書館です。管理部門だから、やはり総務系がよろしかったのではないかと思うのです。それに対して、今回、えほん図書館が利用サービス課におりるというのは、つまり、中央館と同じ扱いという形になって、中央館は、実際に管理、監督するけれども、そこでも本を貸し出しているわけなので、そのサービスについては、利用サービス課という分け方なのではないかと思いつつ今聞いていたのですが、それでよろしいでしょうか。

○中央図書館長 そのようなことです。えほん図書館につきましては、中央図書館の児童サービスのカウンターが白石複合庁舎に延長されるような形で、一体化した形でサービスを展開していくといったご説明をされており、規則上も、このように定めることで、より実効あるものにしていきたいと考えております。

○長田委員 もともとの規定のたてつけの疑問があつて、今、そういう質問が出ていると思えます。

中央図書館と地区図書館を分けているところにメリットがあるのだけれども、そこが相互に情報を交換したり、組織して何かをするということはされているのですか。

○中央図書館長 各館のいろいろなサービスの総合調整みたいな形のもの、今、利用サービス課で所管しています。それが具体的に、業務の連絡調整会議であったり、図書館資料の総合調整の選定委員会といいますか、そのようなことや、イベント行事の担当者会議、あるいは雑誌の選定会議など、各館から代表が集まって、調整を図っていきます。それを所管するのは利用サービス課ということで、各館ごとの業種の総合調整を図っております。

○長岡教育長 先ほど、佐藤委員がおっしゃったとおりなのですね。今、地区図書館は9館あり、そこを総合調整、連絡調整しなければいけないということで、金目も物品もあらゆるもので総合調整するのが中央図書館の管理部門で、運営企画課が9館を担っています。

利用サービス課は、直接、中央図書館の業務に携わることができますので、今までそういう形でやってきているはずです。

その機構がよいかどうかについて、こうあるべきだという考え方はなく、よりよい機構をつく、業務分担が別になったとしても、試行錯誤しながら、だめなら、また改め、よりよいものを作っていこうということで機構がつくられてきています。

したがって、これからもこの機構ですずっと続いていくということではなく、その時々的情勢に応じて、機構の考え方として変えていく必要があると思います。

中央図書館のほうも、一旦はこの形で機構を運営するにしても、今後も機構のよりよいあり方というのをずっと見ていていただきたいと思います。

○中央図書館長 承知いたしました。

○長岡教育長 よろしいでしょうか。

(「異議なし」と発言する者あり)

○長岡教育長 それでは、議案第1号、第2号は、提案どおり決定したいと思います。議案第3号は、公開しないことといたしますので、傍聴の方は退席をお願いいたします。

[傍聴者は退席]

**以下 非公開**